

## 放課後等デイサービス



\*指定障害児相談支援事業所にご相談ください。

福祉サービス受給者証(通所受給者証)が必要です。

まずは、こども健康課や行政サービスセンター(こども福祉係)、保健福祉センター、指定障害児相談支援事業所にご相談ください。

「放課後等デイこのみ」をご利用される場合は、福祉サービス受給者証が交付されてから、  
直接、多機能型事業所このみ へご連絡ください。

G Q Ñ Ò M Ĭ

多機能型事業所このみ

Tel 076-469-6301